平成２６年（フ）第１５号
青森県黒石市大字前町44番地１
債務者　木村　　亮
１　決定年月日時　平成26年３月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第２５号
青森県弘前市大字外崎４丁目８番地15　ちひろハイツ16号
債務者　須藤　勝哉
１　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第７５号
名古屋市西区市場木町50番地　ウエストスクエア106号
債務者　桑原ヨシ子
１　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９号
北九州市小倉南区南方１丁目14番28号　熊井好子方、住民票上の住所北九州市小倉北区大田町５番４―401号
債務者　武井　邦彰
１　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６３号
北九州市八幡西区小鷺田町５番１―107号
債務者　伊藤加代子
１　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６４号
北九州市八幡西区小鷺田町５番１―107号
債務者　伊藤　豊仁
１　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１８号
青森県下北郡佐井村大字佐井字原田川目７番地１
債務者　木部　裕太
１　決定年月日時　平成26年３月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７号
青森市旭町２丁目６番18号
債務者　津嶋　淳子
１　決定年月日時　平成26年３月11日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８号
神奈川県横須賀市森崎２丁目６番４号
債務者　飯山　孝一
１　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１５９号
松江市学園２丁目28番32号　アパート奥名102号、前住所島根県大田市久利町久利601番地３
債務者　下田　　聡
１　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６号
島根県安来市吉佐町318番地
債務者　槇原めぐみ
１　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９号
青森県八戸市柏崎１丁目８番６号
債務者　重茂　徳磨
１　決定年月日時　平成26年３月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
青森県八戸市大字新井田字八森平２番地２サンおおくぼ２号
債務者　加藤　公子
１　決定年月日時　平成26年３月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１９１号
名古屋市熱田区六番２丁目16番32号　南熱田荘604号
債務者　小川　弘子
１　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３号
山口市折本１丁目２番15号　ドミールふしのA101
債務者　山鹿　紹江
１　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９３４号
東京都千代田区五番町５―６―310
債務者　小島　義幸
１　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部